

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	市街地再開発促進区域内における建築許可違反に対する是正措置命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 7 条の 5 第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 7 条の 5 第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 建築許可権者は、法第 7 条の 4 第 1 項の規定に違反した者がいるときは、その者に対して、その違反を是正するため必要な措置を命ずることができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	特定事業参加者の負担金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 56 条の 2 第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 56 条の 2 第 1 項 都市再開発法施行令第 22 条の 4
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>(1) 地方公共団体が施行する市街地再開発事業における特定事業参加者は、権利変換計画又は管理処分計画の定めるところに従い取得することとなる施設建築物の一部等又は建築施設の部分の価額に相当する額の負担金を地方公共団体に納付しなければならない。</p> <p>(2) 特定事業参加者が納付すべき負担金の納付期限、分割して納付する場合における分割の回数、各納付期限及び各納付期限ごとの納付金額その他の負担金の納付に関する事項は、地方公共団体が市街地再開発事業を施行しようとするときに定める施行規程で定めるものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	特定事業参加者に対する延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 56 条の 3 第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 56 条の 3 第 2 項 都市再開発法施行令第 22 条の 5
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>都市再開発法第 56 条の 3 第 2 項の規定により徴収することができる延滞金の額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該督促に係る負担金の額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、その負担金の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた負担金の額を控除した額とする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	事業施行地区内における土地の原状回復命令又は工作物等の除却等の命令
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 66 条第 4 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 66 条第 4 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、町の区域内において個人施行者、組合、再開発会社若しくは機構等が施行し、又は町が法第 2 条の 2 第 4 項の規定により施行する第一種市街地再開発事業において、法第 66 条第 1 項の規定に違反し、又は同条第 3 項の規定により付けた条件に違反した者があるときは、これらの者又はこれらの者から当該土地、建築物その他の工作物若しくは物件についての権利を承継した者に対して、相当の期限を定めて、第一種市街地再開発事業の施行に対する障害を排除するため必要な限度において、当該土地の原状回復又は当該建築物その他の工作物若しくは物件の移転若しくは除却を命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	土地の引渡等に要した費用の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 96 条第 3 項、第 98 条第 1 項、第 99 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 都市再開発法第 98 条第 1 項の規定により町長が施行者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わって、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転した場合において、町長は、物件を移転するに要した費用を土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	特定建築者の決定の取消し
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかった場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	土地の明渡し請求
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 2 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 都市再開発法第 99 条の 8 第 1 項の規定により特定建築者の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めるものとする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	土地の引渡等に要した費用の徴収 (第 99 条第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 5 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 98 条第 1 項・第 2 項・第 3 項、第 99 条第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 都市再開発法第 99 条の 8 第 3 項の規定により町長が施行者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わって、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転した場合において、町長は、物件を移転するに要した費用を土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日



## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	清算金の徴収 (町施行の場合)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 104 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 104 条、第 106 条第 1 項 都市再開発法施行令第 41 条の 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 第一種市街地再開発事業の工事が完了し、確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、町長は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と都市再開発法第 88 条第 1 項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p> <p>2. 都市再開発法第 99 条の 2 第 3 項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合においては、町長は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と同法第 99 条の 6 第 2 項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	延滞金の徴収
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 106 条第 3 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法施行令第 43 条
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町長は、第一種市街地再開発事業の工事が完了し、確定した施設建築敷地若しくはその共有持分又は施設建築物の一部等の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときの清算金 (利子を付したときは、その利子を含む。) を滞納する者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促するものとする。</p> <p>2. 都市再開発法第 106 条第 3 項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額 (以下「督促額」という。) が 1,000 円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。延滞金は、その額が 10 円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	地上権が設定されない権利変換計画を定めた場合の清算金の徴収 (第 104 条第 1 項 変更適用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 111 条

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 104 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第一種市街地再開発事業の工事が完了し、確定した建築施設の部分の価額とこれを与えられた者がこれに対応する権利として有していた施行地区内の宅地、借地権又は建築物の価額とに差額があるときは、町長は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。同項の規定により確定した施設建築敷地の地代の額と都市再開発法第 88 条第 1 項ただし書の規定により支払った地代の概算額とに差額があるときも、同様とする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	清算金の徴収 (町施行の場合)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 24 第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 118 条の 24 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>第二種市街地再開発事業の工事が完了し、確定した従前の権利の価額と都市再開発法第 118 条の 23 第 1 項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	延滞金の徴収 (第 106 条第 3 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 24 第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 106 条第 3 項 都市再開発法施行令第 43 条、第 46 条の 11
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町長は、第二種市街地再開発事業の工事が完了し、確定した従前の権利の価額と都市再開発法第 118 条の 23 第 1 項の規定により確定した建築施設の部分の価額とに差額があるときの清算金 (利子を付したときは、その利子を含む。) を滞納する者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促するものとする。</p> <p>2. 都市再開発法第 118 条の 24 第 2 項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額 (以下「督促額」という。) が 1,000 円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。延滞金は、その額が 10 円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	清算金の徴収 (第 118 条の 24 第 1 項変更適用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 25 の 2 第 3 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 118 条の 24 第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 第二種市街地再開発事業の工事が完了し、確定した従前の権利の価額と都市再開発法第 118 条の 23 第 1 項の規定により確定した施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額とに差額があるときは、施行者は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	延滞金の徴収 (第 118 条の 24 第 2 項変更適用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 25 の 2 第 3 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 118 条の 24 第 2 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 町長は、第二種市街地再開発事業の工事が完了し、確定した従前の権利の価額と都市再開発法第 118 条の 23 第 1 項の規定により確定した施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額とに差額があるときの清算金 (利子を付したときは、その利子を含む。) を滞納する者があるときは、督促状によって納付すべき期限を指定して督促するものとする。</p> <p>2. 都市再開発法第 118 条の 25 の 2 第 3 項の規定により徴収することができる延滞金は、当該督促に係る清算金の額 (以下「督促額」という。) が 1,000 円以上である場合に徴収するものとし、その額は、督促状において指定した期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、督促額 (100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) に年 14.5 パーセントの割合を乗じて計算した額とする。この場合において、督促額の一部につき納付があったときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる額は、その納付があつた督促額を控除した額とする。延滞金は、その額が 10 円未満であるときは、徴収しないものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	物件の移転命令 (町施行の場合)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 27 第 1 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 118 条の 27 第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長 (第二種市街地再開発事業の施行者) は、当該第二種市街地再開発事業の施行のため必要があるときは、施行地区内の土地にある物件の所有者で当該物件のある土地に関し施行者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件の移転を命じ、当該物件の占有者で当該物件に関し所有者に対抗することができる権利を有しないものに対し、相当の期限を定めて、当該物件を所有者に引き渡すべきことを命ずることができる。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日



## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	特定建築者の決定の取消し (第 99 条の 8 第 1 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 1 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 特定建築者が建築計画に従って特定施設建築物を建築しなかつた場合においては、その者を特定建築者とする決定を取り消すことができる。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	土地の明渡し請求 (第 99 条の 8 第 2 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 2 項
処 分 基 準	<input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項において準用する第 99 条の 8 第 1 項の規定により特定建築者の決定を取り消した場合においては、特定建築者及び特定施設建築物の敷地又は当該敷地にある物件を占有している者に対し、相当の期限を定めて、当該敷地の明渡しを求めるものとする。
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	土地の引渡等に要した費用の徴収 (第 99 条の 8 第 5 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 99 条の 8 第 5 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項において準用する同法第 99 条の 8 第 3 項の規定により町長が施行者の請求により、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者に代わって、土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転した場合において、町長は、物件を移転するに要した費用を土地若しくは物件を引き渡し、又は物件を移転すべき者から徴収するものとする。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日

## 不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

## &lt; 個票情報 &gt;

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

## &lt; 処分の概要 &gt;

不利益処分の名称	清算金の徴収 (町施行の場合。第 104 条第 2 項準用)
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項

## &lt; 処分基準 / 聴聞・弁明手続 &gt;

基 準 規 定	都市再開発法第 104 条 都市再開発法施行令第 41 条の 2
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>1. 第二種市街地再開発事業の工事が完了し、確定した従前の権利の価額と都市再開発法第 118 条の 23 第 1 項の規定により確定した施設建築敷地又は施設建築物に関する権利の価額とに差額があるときは、町長は、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p> <p>2. 都市再開発法第 118 条の 28 第 2 項において準用する同法第 99 条の 2 第 3 項の規定により特定建築者が特定施設建築物の一部を取得する場合には、町長は、特定建築者が取得する部分以外の部分に係る特定施設建築物の整備に要した費用の額を政令で定めるところにより確定し、当該費用の額と同法第 118 条の 28 第 2 項において準用する同法第 99 条の 6 第 2 項の規定による譲渡の対価の額とに差額があるときは、その差額に相当する金額を徴収し、又は交付しなければならない。</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	行政手続法第 13 条第 2 項第 4 号の規定に該当し、適用除外
備 考	
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日